

## Eメール配信 (23 June 2021 14:59)

JCCI 会員各位

新型コロナウイルスに関する情報を下記、ご案内いたします。

### ①高リスク国からの入国時の SHN 期間短縮について

6月23日、MOH (Multi-Ministry Taskforce) は高リスク国からの入国時の SHN 期間短縮を発表しました。(21日間→14日間)

#### <主なポイント>

- ・6月23日23時59分以降、シンガポール到着以前の21日間に高リスク国・地域への滞在歴のある渡航者は SHN 専用施設にて、14日間の SHN を行うことが求められる。
- ・到着時と入国後14日目の PCR 検査に加えて、SHN 専用施設で SHN を行う渡航者は、到着後3日目、7日目、11日目に ART の自己検査を受ける必要がある。  
本検査は、2021年6月27日23時59分以降の新規到着者から必要になる。
- ・高リスク国・地域から入国し、ドミトリーに居住する、もしくは建設、海洋、生産部門 (CMP) 分野に従事する労働者 (※ワークパス保有者等) は 14日間の SHN 後、MWOC (Migrant Worker Onboarding Centre) または専用施設で7日間の滞在が必要となる。

詳細は下記 MOH のウェブサイトをご確認ください。

<https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/updates-on-border-measures-for-travellers-from-higher-risk-countries-regions>

※6月23日現在、引き続き、高リスク国・地域からのワークパス保有者の入国は認められておりません。

<Safe Travel><https://safetravel.ica.gov.sg/wphl/overview>

以上

<本件担当>JCCI 事務局 (担当: 清水) E-mail: [info@jcci.org.sg](mailto:info@jcci.org.sg)

Facebook にて情報発信中! like! us on

[JCCI facebook](https://www.facebook.com/JCCI.Singapore) (<https://www.facebook.com/JCCI.Singapore>)